

# フランス公教育におけるライシテの 現代的意義とその特質

The modern meanings and characteristics of “Laïcité” in public education in France

橋本 一雄

はじめに

- 一 イスラム・スカーフ事件と公教育のライシテ
- 二 公教育のライシテと「教育の自由」
- 三 公教育のライシテの意義と特質

おわりに

## はじめに

### (1) 問題の所在

2002年の保守中道派政権への政権交代を契機として、フランスでは、社会党政権下で成立した1989年教育基本法（制定された当時の国民教育大臣（リオネル・ジョスパン=Lionel Jospin）の名前をとって、ジョスパン法と通称される。以下、1989年法という）の改正を目指す教育改革が相次いで打ち出されるようになった。十年來の懸案であった公立学校におけるイスラム教徒のスカーフ着用の可否をめぐる問題については、スカーフを含むこれ見よがしな宗教的標章の着用を禁止する法律（以下、2004年法という）が2004年に成立し、政権交代以降の一連の教育改革の集大成として、事実上の1989年法の改正を意味する2005年学校基本計画法（以下、2005年法という）が制定された<sup>(1)</sup>。

とりわけ、2005年法によって、公民教育の分野では、「共和国」の理念に関する学習の徹底が盛り込まれ<sup>(2)</sup>、教育法典には、新たに公立学校の使命は児童・生徒に「『共和国の価値』（les valeurs de la République）を共有させること」であるとする条項が設けられた（教育法典第L.111-1条第2項）。この条項の制定は、2002年の政権交代で国民教育大臣に就任したリュック・フェリー（Luc Ferry）の政治的な強い働きかけにより<sup>(3)</sup>、1989年法の制定以降も依然解消していない児童・生徒の学力不振や校内暴力の顕在化など、荒廃する学校教育の現状を打開すべく、1989年法の見直しを目的と

して2003年に組織された「国民討論委員会」に諮問された事柄であった。児童・生徒に共有させるべき価値とはいかなるものかという論点につき、同委員会の最終報告書では「民主的で共和主義的な価値」である旨が答申されたのに対し、2005年法の法案において、それが「共和国の価値」として登場するに至ったのは、この間に成立した2004年法の施行にあたって発出された国民教育大臣の通達において、公立学校の使命は、2004年法によって規定される「共和国の価値」を児童・生徒に伝達することである旨が明記されたという背景がある<sup>4)</sup>。

2004年法は、公立学校においてこれ見よがしな宗教的標章の着用を禁止する法律であり、通達で表明された「共和国の価値」とは、同法の制定にあたって議論された公教育のライシテ (laïcité = 脱宗教性) を規定する憲法的価値を意味する概念である。フランスにおいて、政教分離原則を意味するライシテの原則が憲法原理となったのは、1946年第四共和制憲法の前文において「あらゆる段階における無償かつ脱宗教的な (laïque) 公教育を組織することは、国家の義務である」ことが規定されて以降のことであり、現行の1958年第五共和制憲法前文でも「1946年憲法前文により確認され補完された権利」を宣言して1946年憲法前文の価値を再確認したことから、公教育のライシテは、憲法的価値を有する原則として位置づけられている。2004年法は、憲法原理であるこの公教育のライシテの原則を堅持することこそが公立学校の使命であることを改めて表明したものであった。

しかしながら、2004年法の制定にあたっては、公教育のライシテの意義をめぐる新たな論争が提起されている。それは、2004年法が政党の枠を超え、議会において圧倒的な多数をもって支持され成立した法律であったにもかかわらず、この法律を推進する立場の中でも、公教育のライシテは、第三共和制期に公教育制度が確立されて以降連綿と受け継がれてきた公教育の大原則であり、公立学校から宗教的な要素を排除するためにスカーフ等の宗教的標章の着用を禁止することこそ、公教育の脱宗教性を意味するライシテの趣旨に沿うものであるという原理主義的な主張がなされる一方、スカーフの着用を禁止する2004年法の制定にあたって、公教育のライシテの原則には、それまでの歴史的な展開からは独立した、新たな公教育のライシテの意義を認める必要があるとの学説が提唱されているためである。

本稿では、この公教育のライシテの意義について考察し、2004年法によって規定された公教育のライシテの特質について検討を行う。

## (2) 検討の方法

本稿では、フランスの公教育におけるライシテの意義について、2004年法によって規定されたライシテが、制度として確立された第三共和制初期の理念に沿うものと理解すべきか、あるいは2004年法によって新たな意義を担うものと位置づけられるようになったのかを検討する前提として、まずはその論点を整理するために、一において、2004年法によって公教育のライシテの原則が規定されるまでの経緯を時系列的に確認する。そして、公教育のライシテの原則の第三共和制期以降の展開を、公教育のライシテとの関係で問題となる「教育の自由」の概念とともに、二で概観する。そのうえで、2004年法における公教育のライシテがどのように意義づけられるのかを三で考察し、併せて、2004年法施行後の課題について検討することとしたい。

## 一 イスラム・スカーフ事件と公教育のライシテ

### (1) イスラム・スカーフ事件

公教育のライシテをめぐる論争の発端となったのは、1989年にパリ郊外の公立のコレージュ（中学校に相当）で起こった生徒の停学処分をめぐる事件であった。イスラム・スカーフ事件<sup>(5)</sup>と呼ばれるこの事件は、公立学校に通うイスラム教徒の女子生徒三名がスカーフを着用したまま授業に出席したことについて、公教育のライシテの原則を理由にその着用を認めない学校当局と、子どもの宗教的自由を主張する生徒・保護者とが対立し、校長が生徒にスカーフの着用を理由とする出席停止処分を下したことから、その適否をめぐる提起された行政訴訟事件である。公立学校においてスカーフの着用を認めることは、公教育の宗教的中立性を意味するライシテの原則に反するだけでなく、イスラム教徒以外の立場から見た場合、女性を抑圧する象徴とも受け取られかねない宗教的標章の着用を容認することとなる一方、ムスリムの宗教的自由をも保障する必要があることから、公教育のライシテはどのように解釈されるべきかが問題となった。1989年にこの事件がメディアにより大々的に報じられて以降、同様の理由にもとづいて下された停学・退学処分に対し、その適法性をめぐる行政訴訟が相次いで提起されるようになり、以降、公教育のライシテをめぐる国民的な議論が十年以上<sup>(6)</sup>にわたって繰り返されてきた。

この問題について、2004年法の制定に至るまで同種の訴訟が提起され続けたのは、政府の諮問機関である CONSEIL D'ETAT（Conseil d'Etat = 国務院）が、公教育のライシテを生徒の宗教的自由に結びつく形で解釈すべき姿勢を一貫して示してきたのに

対し、国民教育大臣が各学校長等に発出してきた通達では、公教育のライシテの意義を明示せず、宗教的標章の着用禁止を厳格化する方針を示しつつも、当該着用が許されるか否かの判断を各学校に委ねてきたためである。

1989年に事件が表面化した直後に国民教育大臣のリオネル・ジョスパンから諮問を受けたコンセイユ・デタは、1989年11月27日付で、公教育のライシテの原則は子どもの宗教的自由の保障を図る観点から解釈されるべきであり、圧力や挑発、入信勧誘や宗教の宣伝の行為とならず、他の生徒の宗教的自由等を侵害しない限り、スカーフの着用を原則として容認する旨の所見を答申した<sup>(7)</sup>。コンセイユ・デタは、「学校施設の内部で、ある宗教への帰属を示そうとするための標章を生徒が着用することは、宗教的信条の表明の自由を行使する限度で、そのこと自体、ライシテの原則と両立しないものではない」とし、以降、係属された事件においても、当該宗教的標章の着用によって、他の生徒や教師への「尊厳」や自由が侵害されない限り、スカーフ等の着用を容認する判断を示してきた<sup>(8)</sup>。この所見では、生徒が思想や宗教信仰にもとづく教育へのアクセスにおいて差別されてはならない理由として、国際法上の要請とともに、公教育のライシテの原則からも、それが要請されるとの見解を明らかにした。つまり、宗教的標章の着用が他者に影響を与える場合など、宗教的自由の制約を明示したうえで、スカーフの着用は公教育のライシテに反しないという立場を表明したのである。宗教的自由の制約を明示しつつ、当該スカーフの着用を認めたこのコンセイユ・デタの判断を、当時、ジュヌヴィエーヴ・クビは、宗教的標章着用の「緩やかな容認」であると評している<sup>(9)</sup>。

一方、このコンセイユ・デタの答申を受け、国民教育大臣は1989年12月12日に各学校長等に宛て通達を发出し、各学校における宗教的標章の着用は、他の児童・生徒への圧迫や宗教信仰等が侵害されない限り容認されるというコンセイユ・デタの答申にもとづいた原則が示されたものの、その原則に反し、各学校においてスカーフの着用を容認できないと判断する場合には、学校は生徒・親と協議し、その説得にも応じない場合、学校は生徒に退学を含む処分を下すことができることも明示されていた。しかし、標章の着用が容認されるのか否かの基準が明確ではなく、また、その判断も各学校長に委ねられていたことから、この通達によって問題が解消されることはなく、その後も同種の訴訟が引き続き提起されることとなった。

事態の長期化と深刻化を受け、1994年9月20日には、当時の国民教育大臣フランソ

ワ・バイルー (François Bayrou) によって、宗教的標章を「誇らしげに」着用することを禁止する旨の通達が改めて発出されている。<sup>(10)</sup> この通達もまた、宗教的自由の表明としての標章の着用を容認する原則を確認したという点では従前の通達と同様の姿勢を示したものの、宗教的標章を「誇らしげに」着用することを禁止する校則を制定するよう各学校に方針が示され、スカーフの着用禁止を厳格化する方針を強調した。しかしながら、この通達を受けて宗教的標章の着用を禁止する校則が制定されるようになると、当該校則とともに、校則違反を理由とした退学処分をめぐる訴訟も提起されるようになった。国民教育大臣の通達ではスカーフの着用禁止が厳格化される傾向にあったのに対し、一連の訴訟が係属されたコンセイユ・デタは、1989年の答申で示した公教育のライシテの解釈を堅持し、児童・生徒の宗教的自由を尊重して、退学処分等を違法とする判断を一貫して示してきたため、<sup>(11)</sup> 教育現場からは指針の明確化が求められ、その立法的な解決が模索されるようになった。

## (2) スタジ報告書

イスラム・スカーフ事件に対する立法的な解決が具体的に提起されたのは、シラク大統領によって組織された「ライシテの原則の適用に関する検討委員会」が提出した報告書においてである。それまで世論が二分され、国民的な合意を形成することができずにいたこの問題が、立法的解決に向けて動きだしたのは、2002年の政権交代によるコアビタシオン (Cohabitation = 保革の二元的共存) の解消と、同年の大統領選挙における野党社会党の政策の変化によるものであり、<sup>(12)</sup> これを受けてシラク大統領が2003年7月3日にベルナル・スタジ (Bernard Stasi) を委員長として発足させたのが、上記の検討委員会である。同委員会には、一連のイスラム・スカーフ事件の解決を図る立法政策が諮問され、同年12月11日付で2004年法の制定を提起する報告書 (スタジ報告書) が提出された。のちに2004年法案の骨子となるこの報告書では、公教育のライシテは社会的平和と国民統合を基礎づける重要な要素であり、共生 (vivre ensemble) と多文化主義を実現するための原理であるという意義が表明された。<sup>(14)</sup> また、2004年法によって定義されるこのライシテの原理を、公民教育を通じて改めて習得する (réapprendre) 機会を保障することによって、ライシテの概念の確立を目指すべきことも宣言されている。<sup>(15)</sup>

### (3) 2004年宗教的標章着用禁止法の意義

スタジ報告書を骨子として議会に提出された2004年法案は、上下両院の圧倒的多数の賛成をもって可決され、2004年3月15日の宗教的標章着用禁止法（第2004-228号）として成立した。<sup>(16)</sup>この法律は、教育法典の第L.141-5条の次に、「公立の小学校、コレッジおよびリセにおいて、生徒がこれ見よがしとなるように自己の宗教への所属を表明する標章を着用することを禁止する」とする条項（第L.141-5-1条）を置く法律である。この法律の意義は、施行にあたって国民教育大臣（＝フランソワ・フィヨン）が発出した通達において示されている。<sup>(17)</sup>この通達では、まず、2004年法によって着用が禁止される宗教的標章として、イスラム教のスカーフ（foulard）やユダヤ教の帽子（kippa）、明白に過度な大きさの十字架などが挙げられること、また、世俗化されたアクセサリーや服装の着用は認められるものの、この法律の適用を回避する目的で生徒が服装に宗教性を付与して着用することも併せて禁止されること<sup>(18)</sup>など、着用の可否についての具体的な判断の基準が示された。そして、2004年法が公教育のライシテの原則から導かれる理由として、公教育のライシテの原則は、子どもの良心の自由を尊重し、国民的な統一を実現するために必要な公立学校を構成するための一つの要素であるという理由を挙げている。そこでは、あらゆる人間の平等な尊厳、男女平等の理念や幸福の追求といった諸権利を保障するためには、宗教的な影響力を排除した「公立学校」という公的空間を確保し、子どもは宗教という社会的な属性から解放されたうえで自律した市民となるための教育を受け、こうして育成された自律した市民によって「共和国」という理念が実現されて行くものとして、公教育とライシテとの関係が説明される。

この際、留意されるべきは、元来、公教育の宗教的中立性を意味する概念であったライシテの原則が、自律した市民を育成するために、公教育を通じて「共和国」という理念を実現するための手段として位置づけられている点である。この点について、スタジ報告書では、公教育のライシテの原則が、単に国家の宗教的中立性を意味するものにとどまらない理由として、「国家は、人々の自由な表明を保障し、自由で自律的な判断力を養うことのできる教育を、すべての者が受けられるようにすることで、ライシテは、人権から派生するものとして組み入れられる」<sup>(19)</sup>ことを挙げている。

言い換えれば、公教育のライシテの原則とは、アラン・ルノーが述べるように、学校という公共空間において、「他者とのあいだに存在する差異を捨象する」<sup>(20)</sup>ための原則であり、宗教的・文化的背景を異にする子どもを、将来、社会に参画することので

きる自律した市民へと育成するために、標章等の宗教的な事象を公共空間から私的領域へと押し込め、宗教的・文化的な差異を取り除くことによって、子どもに平等な教育へのアクセスを保障するための手段として位置づけているのである。つまり、自律した市民によって「共和国」の理念を実現していくことこそがこの法律の目的であり、2004年法において、公立学校の使命が「共和国の価値」を伝達することであるとされるのは、この意味においてである。

## 二 公教育のライシテと「教育の自由」

### (1) 公教育のライシテと2004年法

2004年法は、イスラム教徒との共生という新しい課題が顕在化するようになったフランスの公教育において、その本来の原則である公教育のライシテを再定義することにより、立法的な解決を図るべく制定された法律である。しかしながら、この問題で提起された公教育のライシテの意義をめぐっては、それを反宗教的な性質のものとするか、子どもの多様な宗教的自由の実践を目指し、新たな国家と宗教との関係の構築を目指すものとするのかという点で学説には争いがある。

前者は、フランスで1880年代、反教権主義を掲げ、宗教的な事象を徹底して公教育から排除することによって近代公教育制度が確立されたという背景から、公教育のライシテの本質を、宗教的事象の排除と捉える見方である。このような立場からは、2004年法によって公立学校で宗教的な標章の着用を禁止することは、公教育のライシテの原則を確認することに過ぎず、ライシテは、普遍的な価値を持つものとして位置づけられる。一方、後者は、公教育のライシテの原則を、子どもの多様な宗教的自由を保障するための前提として捉える。この立場によれば、公立学校においてこれ見よがしな宗教的標章の着用が禁止されるのは、他者の自由を侵害するという極めて限定的な場面に限られ、公教育のライシテを、その状況に適應するように再定義するか、宗教との新たな協定を結ぶことを模索する必要があると考える。それゆえ、公教育のライシテは、公的空間からの排除の原則とともに、私的領域における多元的な宗教的自由を保障するための原則として捉えられる。

両者は、ライシテの原則が、公教育において市民的自由を行使することのできる自律した個人を育成することによって共和国の理念を実現するためには、宗教的自由にも制約が課されるという点では認識を共有するものの、2004年法の制定にあたって、公教育のライシテが担うべき意義についての評価は異なる。

以下では、その前提となる公教育のライシテの歴史的展開について検討する。

## (2) 公教育のライシテの起源

フランス史において、ライシテ=laïcitéという語が公に登場するのは、1870年代の第三共和制初期、カトリック教権勢力と反教権主義（anticléricalisme）を掲げる共和派とのあいだで起こった教育の権能をめぐる抗争の過程においてである。<sup>(21)</sup>ライシテは、反教権主義を掲げる共和主義者によって用いられるようになったことばであり、この抗争を経て、第三共和制期の1879年に成立した共和派のワディントン（Waddington）内閣において公教育大臣を務めたジュール・フェリー（Jules Ferry）に主導され、義務制、無償制とライシテの原則を備えた公教育が、1880年代に制度化された。

フランスの近代公教育法制を形づくるのは、この時期に制定された三つの法律である。このうち、1881年6月の「公立学校における初等教育の完全な無償を確立する法律」と1882年3月の「初等教育を義務化する法律」（以下、1882年法という。なお、上記の1881年の法律と併せ、フェリー法と通称される）では、初等教育の義務化、無償化と教育内容のライシテが規定され、1886年10月の「初等教育の組織化に関する法律」（以下、1886年法という。この法律も、制定当時の公教育大臣ルネ・ゴブレ（René Goblet）の名を冠して、ゴブレ法と通称される）によって教員のライシテが規定されたことにより、教育に影響力を有してきたカトリック教権勢力を、教育内容とともに、教員という人的側面からも排除する反教権主義的な教育改革が推し進められ、公教育のライシテの原型が形づくられることとなった。<sup>(22)</sup>

第三共和制期に公教育のライシテを規定した1882年法が成立するに至った背景には、次の二つの段階的な側面を指摘することができる。すなわち、その前提として、1871年の普仏戦争の敗北によって、祖国を復興するため、「共和国」を構成するための市民の育成を目的とした公教育制度の必要性が改めて認識され、普仏戦争敗北の要因をプロイセンとの教育格差にもとづくものだとする認識も広く世論に共有されるようになったことから、義務制、無償制を備えた教育制度整備の要求が民衆のあいだで高まったという側面がある。さらに、1850年のファルー法によって法的に保護されてきたカトリック教権勢力が、この間、教育に絶大な影響力を有してきた結果、国家の統制が及ばない修道会学校が増大し、そのことが、普仏戦争の敗戦を導いた国内の分断を招いたとみなされ、公教育制度を確立するにあたって、ライシテの要求も加わる

こととなったという側面である。<sup>(23)</sup>

祖国復興のための国民的な統合の契機として、義務制、無償制とライシテの原則を備えた公教育の制度化が共和派によって提起され、これらの二つの側面が相まって、公教育のライシテも、社会的な統合を基礎づける公教育の一つの理念として位置づけられるようになった。<sup>(24)</sup>

この際に問題となるのは、制度確立期における公教育のライシテが、宗教的自由との関係においてどのように捉えられるかという点である。1882年法の起草者であるフェリーらの言説からは、公教育のライシテを規定するのは子どもの宗教的自由を保障するためであり、それは、教育の「平等」を実現するための手段であるとの趣旨を読み取ることができる。これは、1882年法案の議会での審議過程において、フェリー自身が、国家が宗教的中立性を保った学校を設置する義務を負うのは、子どもの宗教的自由を保障するためであり、教師が、それに敵対する態度を示すことは許されないとの答弁を行っていること、1882年法の原案となったポール・ベール（Paul Bert）が提出した報告書において、初等教育を義務化する以上、そこに通うあらゆる子どもの宗教的自由を保障する必要がある、そのために、国家は特定の宗教の宗教教育を行うことはできない旨が記されていることなどがそれであり、同法における公教育のライシテが、宗教の価値を尊重し、多元的な宗教的自由の保障を前提としていたことを示唆している。<sup>(25)</sup>

さらに、この公教育のライシテの意義を捉えるためには、フェリーが1870年4月に行った「教育の平等に関する演説」との関係が重要である。フェリーは、この演説において、社会的な格差を是正するための手段として、義務制と無償制を備えた教育制度の構築が必要であると主張している。そのうえで、公教育のライシテは、子どもが宗教的自由を行使することのできる自律性を獲得するための手段として、学校という公的空間において宗教的権力から解放される必要性があり、公教育ではそうした社会的な属性を排除することによって、子どもの教育の機会の均等を保障し、教育の「平等」を確保しようとする姿勢を示していた。<sup>(26)</sup>

こうした経緯から、公教育のライシテは、確かに反教権主義を掲げる共和派によって制度化されていったものの、当時の教育改革が、宗教的価値を尊重する穏健共和派によって主導されたことから、制度確立期における公教育のライシテは、宗教の価値を尊重し、多元的な宗教的自由を前提とする理念であったと見ることができる。

### (3) 「教育の自由」をめぐる展開

第三共和制期における公教育のライシテの制定は、それまで民衆の教育に絶大な影響力を有してきたカトリック教権勢力と、反教権主義を掲げ、脱宗教化した公教育制度の確立を目指す共和派との抗争を経て成立したものである。それは、宗教的な権力から子どもの未成熟な知性を解放し、批判的な判断能力を養うことによって、自律した市民を育成しようとする共和派に対し、宗教の教義による真理を宗教的権威にもとづいて子どもに伝えようとする教権勢力との争いであった。<sup>(27)</sup>

この場面で教権勢力が主張したのが、「教育の自由」という概念である。フランスでは、「教育の自由」を説明しようとする学説は、「どのような学説であれ、その一部を説明しているに過ぎない」<sup>(28)</sup>といわれ、「教育の自由」は輻輳する多義的な概念として位置づけられている。このうち、ここで問題となる「教育の自由」は、そのもっとも主要な構成要素である「私教育の自由」としての「教育の自由」である。

今日の実定法上、それは、私立学校を設立し、運営することが保障されるための「実質的な自由」として位置づけられており、その生成の過程は、おおよそ次のような段階を経たものであった。

#### 1) 公教育制度の確立期における「教育の自由」

公教育のライシテが規定された当初の段階においては、1882年法によって教育課程のライシテが規定され、1886年法によって教員のライシテが規定された一方、私立学校を開設・運営するという意味での、私教育の自由としての「教育の自由」も容認された。この意味において、1882年法は教育課程から宗教教育を削除する一方、私立学校の設立や運営を容認したほか、家庭における宗教教育を保障する目的で、週のうち日曜日以外の一日を休校日とするなどの規定も置かれ、私教育の自由としての宗教教育には一定の配慮がなされていた。しかしながら、それは、公立学校から宗教的事象を排除するとともに、私立学校と公立学校のあいだに境界を画し、私立学校を一切公的なものとは見なさないという前提に立つものであった。1886年法によって私立学校への国庫助成が禁止され、この原則は、1948年まで続くこととなる。

公教育のライシテの制定によって、公費によって運営される公立学校と、民間の資金によって運営される私立学校という、「二つの学校」が併存することとなった。<sup>(29)</sup>

#### 2) 1901年法と1904年法による修道会学校の規制

私教育の自由としての「教育の自由」は、1894年のドレフェス事件<sup>(30)</sup>以降、反教権主義の立場を強く打ち出した急進的共和派が政権の主導権を握ったことにより、次第に

抑圧されていく。急進的共和派が規制の対象としたのは修道会学校であり、まずは1901年7月の結社法の制定によって、無許可の修道会が教育を行うことを禁じた。さらに、1904年7月には、修道会学校の教育を全面的に禁じる法律を制定し、このことにより、公教育のライシテは、教権勢力に対して、私教育の自由としての「教育の自由」を否定する反宗教的な性格を帯びた原則へと転化することとなる<sup>(31)</sup>。

### 3) 私教育の自由としての「教育の自由」の変容

公教育のライシテの原則が、私教育の自由としての「教育の自由」を容認する姿勢へと再び転じるのは、第四共和制に至ってのことである。1940年に発足したヴィシー政権で成立した同年9月3日の法律によって、修道会学校を規制する1901年法と1904年法の条項は廃止され、修道会学校は、私立学校を設立し、運営する自由としての私教育の自由を回復した。この間、壊滅的な打撃を受けてきた私立学校側からは、私教育の自由としての「教育の自由」とは、私立学校を設立し、運営するという形式的な自由を保障するだけでは不十分であり、公立学校と私立学校とで、保護者の経済的な負担が著しく異なることになれば、保護者が教育を選択するという意味での「教育の自由」も事実上保障されず、実質的な「教育の自由」を保障するためには、私立学校への国庫助成が必要であるとの要求がなされるようになった。これを受け、1951年に、公立学校の生徒のみに認められていた奨学金の申請を私立学校の生徒にも認める法律（マリ法）と、公立学校の授業料に相当する額を私立学校に通う子どもを持つ保護者に児童手当として給付する法律（バランジェ法）が制定され、保護者が教育を選択する自由としての教育の自由の保障が目指された。もっとも、これらの法律は、私立学校を設立し、運営する側への恩恵に乏しかったことに加え、一方では、公教育のライシテを推進すべきだとする反対運動も展開され、私教育の自由の実質的な保障を実現するには至らなかった。

これに対して、第五共和制下では、私教育の自由としての「教育の自由」の保障を目的として、1959年12月31日の私学助成法（当時の国民教育大臣ミシェル・ドゥブレ（Michel Debré）の名を冠してドゥブレ法と呼ばれる）が制定された。この法律は、第三共和制期に公教育のライシテの制定によって分離されてきた国家と諸宗教が、新たに公教育の場面において契約関係に立つことを定める法律である。この契約には、ア）国家からの助成を受けず、その監督も教育資格や公序良俗の尊重など、最小限度にとどまる契約、イ）公教育への統合を求める契約、ウ）人件費または人件費と運営費を国家が負担し、その度合いに応じて公教育の教育課程に準拠する義務を負

う契約、という三つの類型が定められている。どの契約を結ぶかは、各私立学校の判断に委ねられる。この私学助成法は、私教育の自由の実質的保障として私学助成を定めた点で、私立学校側の「教育の自由」の要請に応えるものであった一方、私学助成法そのものが公教育のライシテの原則に反するとの批判も鳴りやまず、公教育のライシテは「教育の自由」に譲歩するものか否かがその後の争点となった。

#### 4) 憲法院の判断

1959年の私学助成法が、憲法に定めるライシテの原則に反するか否かという点について、憲法院は、1977年11月23日の判決で、私学助成を法律で規定することは憲法上容認されうる事柄であり、この契約によって私立学校固有の性格が保護されることは、「教育の自由」の原則の適用であるとの判断を示した。さらに、1985年1月18日の判決(Décision n° 84-185 DC du 18 janvier 1985)において、私学助成は「教育の自由」を構成する要件であることが確認され、私学助成が存在しない場合、親は学校選択の自由が制限されることになり、私学助成はその「教育の自由」の実質的保障として位置づけられるとの判断が示された。<sup>(32)</sup>

以上の経緯から、公教育のライシテはその制定当初において、形式的な私教育の自由と共存しうる概念であり、修道会学校への規制がなされた一時期を挟んで、今日では、実質的な私教育の自由とも共存しうる概念として位置づけられるようになっていく。この意味で、公教育のライシテは、実定法上、宗教的価値を否定し、それと敵対する概念としてではなく、宗教的価値を尊重し、その多元的な共存を図る価値として捉えられていると見ることができる。

### 三 公教育のライシテの意義と特質

#### (1) 公教育のライシテの新たな意義

##### 1) 学説

イスラム教徒との共生という多文化主義への対応に迫られたフランスの公教育において、ライシテはどのような意義を担うのか。学説には次のような見解が見られる。

一つは、公教育のライシテの原則を、一種の「市民宗教」として捉える見解である。これは、ルソーの社会契約論をもとに、宗教には、超越者としての神を担う宗教と、市民の意思の総体(=一般意思)としての法律(loi)およびその法律にもとづいて構成された共和国の原理を教義とする「市民宗教」という二重の宗教が存在し、公教育のライシテも、後者の「市民宗教」の教義の一部として捉えられるとする考え

方である。ここでは、実定法上規定される国家と宗教との関係にも見られるように、ライシテの歴史を、(前者の意味での)宗教と「市民宗教」との協定(pacte)の歴史と位置づけ、イスラム教徒との共生というライシテが直面している新たな局面においては、この両者のあいだで新たな協定が結ばれる必要があるという立場を採る。これを主唱するのは、社会学者のジャン・ボベロであり、ボベロは、フランス史において、1801年のコンコルダート締結<sup>(34)</sup>以降、ライシテが生成し展開する過程では、宗教と「市民宗教」としての共和国が結んできた協定の内容によって、時代区分を画することができる。そして、2004年法が「市民宗教」の教義としての共和国の原理を、もう一方の宗教の教義に及んで強制しようとする点に、それまでのライシテの原則との異質性を見出す。スタジ委員会のメンバーでもあったボベロは、この立場から、2004年法を提起するスタジ報告書の決議において、委員の中では唯一棄権票を投じ、公教育のライシテの意義を認めつつも、2004年法の問題点を指摘している。

二つには、歴史的な観点から、ライシテは、その時代の局面に応じて柔軟に定義され直されてきたと解釈し、イスラム教徒との共生という新たな課題に直面した今日、フランスの公教育が採るべき態度は、新しい状況に適合するようにライシテを再定義し、それに応じた立法政策を講じるべきだとする立場である。<sup>(35)</sup>この立場に立つ歴史学者のルネ・レモンは、自らメンバーとしてその趣旨に賛同したスタジ報告書において、ムスリムの宗教的自由の実践を保障するための政策が盛り込まれていたにも関わらず、それが2004年法には規定されなかった点を批判し、2004年法の意義とその必要性を認めつつ、それを補完する新たな立法政策が必要であると主張する。

これら二つの見解は、歴史的な観点から、公教育のライシテの意義を時代の局面に応じて解釈されうる比較的柔軟なものとして位置づけ、公教育のライシテを、原則として、多元的な宗教的自由の保障に資するべき原則として捉える点で共通する。

これに対して、公教育のライシテが有する価値は普遍的なものであり、イスラム・スカーフ問題で問われるべき公教育のライシテの意義も、公教育の脱宗教性を追求するという点で元来の趣旨を再確認したものに過ぎないと捉えるのが、哲学者のレジス・ドゥブレである。ドゥブレもまた、スタジ委員会のメンバーの一人であり、スタジ報告書の趣旨に賛同した一人であった。ドゥブレは、公教育のライシテの原則が、共和主義的な公民教育を通じて社会的統合を果たすための手段であり、公教育の脱宗教化を図り、宗教的権力から解放された自律した市民の育成を目指して、共和国を構築しようとする2004年法の趣旨は、公教育のライシテが担うべき本来の意義であると

捉える。そして、第三共和制初期、フェリーの主導で制定された1882年法の理念も、同様の理想を追求するものであったとして、公教育のライシテは、脱宗教化を追求するというその意味において普遍的な原則であるとし、2004年法をこの原則を確認した<sup>(36)</sup>ものとして積極的に評価する点で、ポペロやレモンの立場とは一線を画する。

## 2) 2004年法における公教育のライシテの意義

公教育のライシテの原則は、歴史的には、公教育における宗教の価値を否定する反宗教的な意義を担った一時期を除いて、制度確立期の立法者の意思や歴史的な展開に照らしてみても、多元的な宗教的自由の保障を前提とする原則であったと理解することができる。この際、未来の自律した市民を育成するという使命を果たすためには公立学校の脱宗教化が必要であると考えられるライシテの原則に対し、子どもの宗教的自由がどこまで譲歩しなければならないのかが、この問題に課された論点であった。

イスラム・スカーフ事件が公教育のライシテをめぐる新たな問題として位置づけられるのは、イスラム教徒以外の立場から見れば、女性を抑圧する象徴とも捉えられる宗教的標章としてのスカーフの着用を容認することは、未来の自律した市民が備えるべき普遍的価値としての男女平等の理念に反し、それを学習する機会を逸することであり、そのことがフランスの公民教育の理念に反するものとみなされたためである。これは、前述したスタジ報告書においても、2004年法の制定を通じて、公教育のライシテが男女平等の理念を実現する価値であることを、公民教育を通じて子どもに習得させることが必要であることとして説明されている<sup>(37)</sup>。

上記のスタジ報告書をもとに制定された2004年法は、公教育のライシテの原則に子どもの宗教的自由がどこまでの譲歩が求められるかという点につき、当該宗教的標章の着用を容認することが、公民教育が前提とする普遍的な価値の否定につながる場合には、子どもの宗教的自由にも一定の譲歩が求められることを規定したものである。

つまり、公民教育を通じて、自律した市民となるために習得すべき普遍的な価値を否定する宗教的自由の実践が、公立学校において「これ見よがし」と認められる場合には、公教育のライシテの原則の前に譲歩しなければならないことを規定したものであり、ここでいう普遍的な価値とされるものこそが、「共和国の価値」という概念である。

この意味で、公教育のライシテを、共和主義的な公民教育を実現するための手段として位置づけ、その目的の前に、宗教的自由の実践に譲歩を求める2004年法の趣旨は、共和国原理をもとに公教育のライシテを説明するダブルの主張する理念と共通

するものと見ることができる。

## (2) 公教育のライシテの特質

2004年法において、公教育のライシテの意義は、未来の自律した市民を育成するためには、公立学校において、子どもは社会的な属性から「解放」される必要があるという、フランスの公民教育が担ってきた歴史的な意義として説明されている。その公民教育において涵養されるべき普遍的な価値と相容れない宗教的な意思表示は、公教育のライシテの原則の前に譲歩が迫られることがあることを規定した点に、ボベロが指摘する公教育のライシテの意義の変容を見出すことができる。

フランスでは、2009年にイスラム教徒の女性が身にまとうブルカ (Burqa) を、公的施設一般において規制しようとする運動が巻き起こり、2010年には法案が作成される段階に至った。しかしながら、法案の諮問を受けたコンセイユ・デタは、当該法案について、憲法違反の疑いが強い旨を答申し、一般社会におけるライシテの原則は、公教育のライシテとは、<sup>(38)</sup> 区別して適用される必要があるとの見解を示している。

すなわち、2004年法によってこれ見よがしな宗教的標章の着用が禁止されるのは、公教育のライシテの原則が、公民教育を実現するための手段として位置づけられるためであり、そうした前提のない一般社会における同種の問題とは、異なる論理で説明されうる事柄であることに留意する必要がある。

## おわりに

イスラム・スカーフ事件によって直面した公教育のライシテをめぐる問題は、2004年法の制定によって、立法的には一応の決着をみることとなった。しかしながら、レモンが指摘するように、スタジ報告書で提言されたムスリムの宗教的自由を保障するための施策は2004年法に盛り込まれず、公教育のライシテの原則が前提とする私的領域における宗教的自由の実践を保障するための政策はいまなお実現していない。

スタジ報告書においては、2004年法として制定されるべき法律で、宗教的・文化的な多様性を尊重するため、ユダヤ教の贖罪日やイスラム教の犠牲祭の日を休校日とすることなどが提言されるとともに、第三共和制期に公教育のライシテが規定されて以降、教育内容から排除されてきた宗教教育のうち、宗教的「事象」に関する教育の実施が提言されるなど、今日、改めて考慮すべき問題提起がなされている。

19世紀に反教権主義を掲げて制定された公教育のライシテの原則も、公的空間から

の宗教的事象の排除とともに、私的領域における宗教的自由の実践を保障していたものであったことに照らせば、2004年法の理念に掲げられた共生と国民統合とを実現するにあたっては、私的領域におけるムスリムの宗教的自由の実践をいかに保障していくかが、今後の政策的な課題といえよう。

注：

- (1) フランスでは、公教育に関連する法律を集成した教育法典（Code de l'éducation）が2000年6月に制定され、1989年教育基本法もこの教育法典の一部を構成する法律という位置づけとなった。このため、1989年の教育基本法を改正するための2005年学校基本計画法も、手続的には、この教育法典を改正するための法律という体裁を採っている。また、2005年法も、法律の制定段階における国民教育大臣フランソワ・フィヨン（François Fillon）の名前をとって、フィヨン法と通称される。
- (2) 2005年法による教育法典の改正は、近年改訂されたフランスの学習指導要領＝Programmesにも反映されている。このうち、2008年に改訂されたコレージュ第4学年の学習指導要領では、共和国の理念に関する学習の單元において、新たにnationalitéという用語が使用されるようになった（See Programmes de l'enseignement d'histoire-géographie - éducation civique classe de troisième, *Bulletin officiel*, spécial, n°6,2008, pp. 54-55.）。
- (3) See Luc Ferry, *Lettre à tous ceux qui aiment l'école : pour expliquer les réformes en cours*, Odile Jacob : Sceren CNDP-CRDP, 2003, pp.13-21.
- (4) この点については、拙稿「フランスの公民教育における憲法的価値の変容」日本公民教育学会『公民教育研究第17号』（2010年）33-47頁を併せて参照されたい。2005年法の制定過程において、「共和国の価値」という用語が登場するのは、後述するスタジ報告書の提出以降のことであり、この報告書において、「共和国の価値」としての公教育のライシテの意義が強調された。
- (5) 女子生徒が着用した頭部を覆うヴェールについて、これを「チャドル」とみなし、この事件を「チャドル事件」と呼ぶこともある（例えば、樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会、1994年）114頁など）。しかし、「チャドル」とは顔または体全体を覆う黒地のヴェールのことであり、この事件で問題となったヴェールは、厳密には頭に被るヴェールを意味する「ヒジャブ（またはヘジャ

ブ)」に相当するものであるという指摘もある(小泉洋一『政教分離と宗教的自由』(法律文化社, 1998年) 218頁)。フランスの判例および2004年法においては、これらの宗教的用語を用いず、一貫して「スカーフ (foulard)」という用語が使用されている。

- (6) フランス第五共和制憲法は独立した人権規定を持たず、違憲立法審査機関である憲法院が憲法的価値を有すると認めた権利について憲法規範性が認められる。このうち、宗教的自由は、1977年11月23日の憲法院判決(ゲルムール法判決)によって憲法的価値を有することが確認された(Décision n°77-87 DC du 23 novembre 1977, *Journal Officiel*, 25 novembre 1977, p.5530.)。
- (7) See *Actualité juridique droit administratif*, 1990, p.39. なお、コンセイユ・デタは、政府から諮問を受けた政府提出の法案等に対して、義務的または任意に答申を行う権限を有する他、行政最高裁判所としての権能をも有する。
- (8) 例えば、1996年5月20日の判決(*Actualité juridique droit administratif*, 1996, p.709.)
- (9) Geneviève Koubi, De la laïcité de conscience : le port d'un signe d'appartenance religieuse, *Petites affiches*, n°3, 5 janvier 1990, p.10.
- (10) See *Bulletin Officiel de l'Education Nationale*, n°35, 25 septembre 1994, p.2528.
- (11) この点、小泉・前掲注(5)『政教分離と宗教的自由』201-210頁参照。
- (12) 1997年の総選挙では、シラク大統領の所属政党(共和国連合)を含む右派勢力が敗北し、社会党を含む左派勢力が過半数の議席を獲得したため、2002年の総選挙に至るまで、大統領の所属勢力と下院議会の多数派勢力が異なるコアビタシオンの状態が続いた。
- (13) フランスの大統領選挙では、第一回目の投票において、過半数の票を獲得した候補が当選者となるが、過半数の票を獲得する候補者がいなかった場合、上位二名による決戦投票が行われる。国民による直接選挙制が施行された1965年の大統領選挙以降、それまでの大統領選挙では、常に保守系候補と社会党候補による決選投票が行われてきたものの、2002年の大統領選挙の第一回目の投票では、保守系候補のシラクと極右政党の候補であるルベンが得票数において上位二名として残り、社会党候補のジョスパンが第三位となって落選するという波乱があった。この結果、決選投票で、社会党は保守系候補であるシラクを支援せざるをえなくなり、これを契機に、社会党が「共和主義へのコミットメントを旗印として掲げざ

るをえなくなった」と指摘されている（山元一「多文化主義の挑戦を受ける〈フランス共和主義〉」内藤正典＝阪口正二郎編『神の法vs.人の法』（日本評論社、2007年）114-121頁）。

- (14) See Commission présidée par Bernard Stati, *Laïcité et République*, La documentation française, 2004, pp.23-42.
- (15) *Ibid.*, p.114.
- (16) この法律は上下両院において圧倒的な多数をもって可決されたため、憲法院への合憲性審査には付されていない。したがって、法律の制定段階において一定の要件を満たした場合にのみ合憲性審査に付されるフランスの違憲立法審査制度上、同法が子どもの宗教的自由を侵害することになるのか否かは、憲法上の問題とはなりえず、もっぱらヨーロッパ人権条約（主に第9条）との関係においてのみ問題となる。
- (17) See *Journal Officiel*, 22 mai 2004, p.9033.
- (18) 宗教的標章それ自体が宗教性を有している場合に加え、こうした「目的による」宗教的標章の着用も禁止される点に、同法の厳格性が認められると指摘されている（See Oliver Dord, *Laïcité à l'école: l'obscur clarté de la circulaire «Fillon» du 18 mai 2004*, *Actualité juridique droit administratif*, 2004, p.1524.）。
- (19) Stati, *supra note 14*, p.32.
- (20) Alain Renaut et Alain Touraine, *Un débat sur la laïcité*, Stock, 2005, p.14.
- (21) See Pierre Fiala, *Les termes de la laïcité. Différence morphologique et conflits sémantiques*, *Mots*, n°27, juin 1991, p.49.
- (22) See Xavier Darcos, *l'école de Jules Ferry 1880-1905*, Hachette, 2005, pp.16-19, 35-36.
- (23) Pierre Chevallier, Bernard Gersperrin, Jean Maillet, *L'Enseignement français de la Révolution à nos jours*, Mouton, 1968, p.113.
- (24) 原聡介「国民的連帯に向かうフランス第三共和国」梅根悟監修＝世界教育史研究会編『世界教育史大系38—道徳教育史 I』（講談社、1976年）220頁、今野健一『教育における自由と国家 フランス公教育法制の歴史的・憲法的研究』（信山社、2006年）238-260頁参照。
- (25) この点については、小泉・前掲注（5）『政教分離と宗教的自由』185頁参照。
- (26) See Darcos, *supra note 22*, pp.234-235.

- (27) ルネ・レモン著、工藤庸子＝伊達聖伸訳『政教分離を問いなおす EUとムスリムのはざまで』（青土社、2010年）112頁参照。
- (28) Sabine Monchambert, *La liberté de l'enseignement*, P.U.F., 1983, p.15.
- (29) See Jean Baubérot, *Laïcité 1905-2005, entre passion et raison*, Seuil, 2004, pp.124-138.
- (30) ドレフュス事件とは、フランス軍の大尉であったドレフュスが軍の機密を漏洩したとして罰せられた事件である。この事件で終身刑の判決を受けたドレフュスを擁護し、再審請求を求めた共和派に対し、反ドレフュスの立場に立つ王党派・カトリックが対立し、共和派は共和制の擁護を掲げ結束、急進的共和派を中心とするピエール・ワルデック・ルソー（Pierre Waldeck-Rousseau）内閣を成立させた。これ以降、急進的共和派に主導され、反教権主義的法令が相次いで施行されることとなった。
- (31) See Baubérot, *supra note 29*, pp.94-96.
- (32) 小泉洋一「教育の自由と良心の自由－ゲルムール法合憲判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』（信山社、2002年）147-150頁参照。法律によって規定されない場合でも、私学助成を憲法上の要請として認めることができるか否かという点について、学説はこれを肯定する傾向にある（Cf. Gilles Lebreton, *Libertés publiques et droits de l'homme*, 7<sup>e</sup>éd, 2005, pp.424-428 ; Louis Favoreu et Loïc Philip, *Les grandes décisions du Conseil constitutionnel*, 14<sup>e</sup>éd, 2007, pp.341-344.）。
- (33) ジャン・ボベロ著、伊達聖伸訳「フランスにおけるライシテ 歴史と今日の課題」羽田正編『世俗化とライシテ』（UTCP、2009年）33-57頁
- (34) コンコルダート（concordat）とは、国家と教皇庁とのあいだで結ばれる政教条約のことである。公教育のライシテが規定され、1905年の政教分離法が制定されるまでの間、フランスでは、1801年に第一執政ナポレオン・ボナパルトが教皇ピウス七世とのあいだで締結したコンコルダート（＝1801年コンコルダート）が持続した。
- (35) レモン・前掲注（27）『政教分離を問いなおす EUとムスリムのはざまで』142-151頁
- (36) Régis Debray, *Ce que nous voile le voile : La république et le sacré*, Gallimard, 2006, pp.12-84.

(37) Stati, *supra note 14*, pp.109-152.

(38) See *Le figaro* du 26 mars 2010.